

任意継続被保険者のマイナ保険証、資格確認書について

ご加入後は「資格確認書（保険証の代わりとなるもの）」が発行されます。
資格確認書で保険診療が受けられます。資格確認書は大切に保管してください。

資格確認書について

■受診の際は「資格確認書」を医療機関の窓口にご提示ください。

任意継続被保険者制度に加入後は、新たな記号・番号の記載された資格確認書（保険証の代わりとなるもの）をご自宅あてお送りいたします。記号・番号が変わりますので、在職中の保険証、資格確認書は使えません。

※「資格確認書」の発行は、退職の届が提出された後（平均的に退職日から1～2週間後）となります。

※退職前に任意継続被保険者制度への切り替えはできません。



マイナ保険証について

■■ 現在マイナ保険証をお使いの方 ■■

新たな記号番号との紐づけが済むまでの間、一時的にマイナ保険証が使用できなくなります。（最短で加入から1～2週間前後）マイナ保険証が利用可能となるまでの間は「資格確認書」をご利用ください。（既にマイナ保険証をお使いの方は、新たな手続きは必要ございません。）

マイナ保険証の利用再開

マイナ保険証は「資格確認書」の発行から2日ほどで使用可能となります。

国のサーバでのマイナ番号との紐づけエラーが発生した場合を除きます。

【処理の流れ】

会社から退職届を受付（退職日後） → 任意継続被保険者へ切替え手続き → 「資格確認書」、納付書の発行 → マイナ番号を国のサーバへ登録 → マイナ保険証の利用再開

※マイナ保険証の利用が可能となった日から1～2か月遅れでご自宅あて「資格情報のお知らせ」の発行いたします。（国側の運用により、健保のシステムと国のサーバとの連携がひと月遅れのため、発行が遅れます。）

■■ マイナ番号未届け、またはマイナ保険証の利用登録が済んでいない方 ■■

マイナ番号カードを「マイナ保険証」として利用するためには、ご自身での手続きが必要です。

必要な手続き

12桁

① マイナ番号を健保へ届出（任意継続の申請書の上部余白等に「マイナ番号〇〇…」と記入）

② ご自身で「マイナ保険証」の利用を登録 → マイナ保険証の利用開始

「資格確認書」の到着から約2週間後（任意継続の申請後にマイナ番号を提出した方は、マイナ番号の提出から2週間後）に利用登録してください。

※医療機関のカードリーダー、厚労省のマイナポータル、セブン銀行のATM、市町村の窓口等で登録可能

※マイナ保険証の利用が可能となった日から1～2か月遅れでご自宅あて「資格情報のお知らせ」を送付いたします。



マイナ保険証の利用手続きは、厚労省ホームページをご参照ください。 ➤

※マイナ保険証の利用開始後も、資格確認書は有効期限までご利用いただけます。